



与那国島

日本最西端国境の島 ~どらなん
観光・物産と芸能フェア

沖縄タイムス社 ふるさと元気応援企画

与那国島観光物産芸能フェア実行委員会、沖縄タイムス社
与那国町、在沖縄与那国郷友会

9/7(土) 10:00~11:00
8日(日) 10:00~11:00
タイムスビル(1F~3F)

■表紙 与那国島観光物産芸能フェア

- ハビル館だより 2
- 動物ふれあいフォトコンテスト 3
- 国民健康保険税収納対策緊急フォーラム 4
- 地域福祉講演会 5
- かんごのヨコムラ 6
- お知らせ 7
- 消費税について 8



◇与那国町人口◇
令和元年8月末現在
世帯数:953世帯 総人口:1,712人
男:946人 女:766人



広報

あなぐに

令和元年
2019 No.102

1981年(昭和56年)第1号発行 発行責任:与那国町役場 企画財政課
〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地
Tel. 0980-87-2241 Fax. 0980-87-2079 <http://www.town.yonaguni.okinawa.jp/>



ハビル館だより

【夏休み特別企画 夜の昆虫観察会を開催！】

昆虫は、昼間に活動する種類と夜に活動する種類があります。夜に活動する昆虫は灯りに向かって飛んでくる習性（正の走光性）を持つ種類が多く、その習性を利用して、夜に人工的に灯りを点灯させて、灯りに集まる昆虫を採集する方法があります。

そこでアヤミハビル館では、7月31日にアヤミハビル館敷地内で、8月25日に満田原森林公園で、投光用ライトを点灯させて集まってくる昆虫の観察会を行ない、延べ54名（大人26名、子ども28名）が参加下さいました。捕虫網と観察用飼育ケースを子ども達に渡すと、大小関係なく蛾類やコガネムシ、コメツキムシ、バッタ・コウロギなどを見つけてはケール内に入れていました。アヤミハビル館での観察会では、昆虫以外にもジャコウネズミやカエルやムカデなども見つけて大盛り上がりでした。満田原森林公園では、サキシマヒラタクワガタの雌雄が樹液に集まっている様子を観察することができ、投光器にも雌が飛来したので、ケースでじっくり観察することが出来ました。

秋には別の観察会を計画しているのので、チラシを見かけたらぜひご参加下さい！イベント情報などは「よなかまクラブ」のツイッターでも随時発信しています。



「よなかまクラブ」ツイッター <https://twitter.com/yonakamaclub> (アヤミハビル館専門員 杉本美華)

語り継ごう！「どうなんむぬい」、発刊しました『どうなんむぬい辞典』！

まーんにわたな？

《もうご覧になりましたか》

届き ぶらめたや
連絡きー わり

どうなんむぬい辞典



与那国島のしまくとぅば（島言葉、方言）である「どうなんむぬい」の、保存継承・普及を目的に、町ではこのたび『どうなんむぬい辞典』を発刊し、各世帯へと配布しています。

同辞典は約1,700語の収録語彙に用例を補い、与那国方言をこれから習得する方にも、親しみやすい内容を心がけました。同1冊を機会に、失われつつある島の言葉を見つめ直してみませんか。親から子へ、祖父母から孫へと「どうなんむぬい」を私達で語り継いでいきましょう。辞典がまだ届いていないという方、方言に関する疑問、質問等がありましたら、どうぞ下記までご連絡ください。

【お問い合わせ】

与那国方言辞典編纂室 電話：87-2440（アヤミハビル館内）

与那国方言（与那国語）は「消滅の危機にある言語の中でも『重大な危機にある言語』と指摘されています。町では「よなぐに方言カルタ」、「ラジオ体操CD」、「わらべ唄CD」等の方言ツールの発行や「ドゥナンスンカ二大会」の開催を通して、与那国方言の保存継承活動を行っています。

作品募集

第14回 動物ふれあいフォトコンテスト

ANIMAL PHOTO CONTEST

第13回 動物ふれあいフォトコンテスト

八重山保健所長賞 1名
八重山獣医師会長賞 1名
メイクマン特別賞 1名
優秀賞、入選 8名
参加賞 全員

八重山保健所長賞
米盛 翔太さん

応募方法

撮影した写真を、以下の項目を記載してメールでお送りください。
xx090270@pref.okinawa.lg.jp

件名：フォトコンテスト応募
本文：①作品タイトル(15文字以内)
②コメント(50文字以内)
③撮影場所
④撮影者住所 ⑤撮影者氏名(ふりがな)
⑥撮影者年齢 ⑦電話番号

メールはこちらまでどうぞ!!

メールで送れない方は、2Lサイズに印刷した物やデータ等を、八重山保健所まで郵送または持参してください。

応募の注意点

- ・テーマは「人と動物のふれあい」です。
- ・対象動物は、ほ乳類、鳥類、は虫類です。
- ・応募は一人1枚までです。
- ・八重山在住者が八重山で撮影した写真で、未発表のオリジナル作品に限ります。
- ・応募作品は、主催者および共催者の発行する印刷物や新聞等への使用を承諾して頂くものとします。
- ・なるべく大きな画像サイズで撮影してください。(直接、八重山保健所にデータ持ち込み可)

締め切り 2019年10月25日必着

〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里 438 八重山保健所生活環境班 第14回 動物ふれあいフォトコンテスト係 (☎0980-82-3243)

令和元年度 与那国町国民健康保険税収納対策緊急プラン

●与那国町では、国民健康保険税の収納率向上を図るため、次のとおり収納対策プランを策定します。

1、滞納状況の解消

- ① 他保険等加入及び喪失者の発見に努め、早期の資格喪失や取得手続きを勧奨する。
- ② 居所不明者等への実態把握及び居住確認を行い、資格の適正化を図る。
- ③ 所得未申告者への申告勧奨を図り、賦課の適正化を図る。
- ④ 生活保護申請を行わない被保険者への生活保護勧奨を行う。
- ⑤ 広報紙、ホームページを活用し、国民健康保険制度及び事業の周知、啓発を行う。
- ⑥ 時効完成前に納入勧奨を行うとともに、時効が完成したら迅速に不能欠損処理を行う。

2、収納方法の改善

- ① 保険税の納付が困難な納税者に対し納税相談を行い、確約書を交わし分割納付を勧奨する。
- ② 徴収強化月間の実施(12月～翌3月)
 - ・電話催告や個別訪問により納付指導を行う。
 - ・保険証一斉更新時の徴収強化(3月)
- ③ 滞納者に対し督促状等の勧告文書を送付し、納付の勧奨を行う。
- ④ 効率的な収納業務のために口座振替を推進する。

3、滞納処分の実施

- ① 滞納分析を行い効率的な滞納整理を行い実施する。
- ② 滞納者が転出した場合は、転出先住所へ督促の催告を行う。
- ③ 滞納世帯に対する短期保険証の交付を徹底する。
- ④ 預金調査及び財産調査を行い調査結果と納付実態を検討し、滞納処分を実施する。

地域福祉講演会

～与那国町のこれからの地域福祉について～

近年、全国的に人口減少と少子高齢化が急速に進み、家族の在り方が大きく変化しており、複雑で多様な生活課題を抱える方々が増加する傾向も顕著となっているため、悩みや問題を抱えた個人や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されています。

こうした、多様な課題解決をさらに、一歩先へ、もっと先へ進めるため、令和元年に新たに策定する「地域福祉計画・地域福祉活動計画（第1期）」に基づき、「共に助け合い安心して 自分らしく 住み続けられる」を基本とした（～「まるんな」でつくる島の暮らし～）の実現をめざした取り組みを推進しているところです。

今後、与那国町らしい生活困窮対策を展開するために、新たに策定する「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に取り組み「町地域福祉推進事業」を発展強化させ、地域で潜在化する個別の生活・福祉課題をアウトリーチにより把握し、既存の社会資源と連携・協働して問題の解決を図る専門職であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を、地域包括支援センターエリアに配置する必要があると考え、取り組んでおります。

こうした取り組みを、一層進めるには、地域住民の皆さんが自らの地域に想いをもちながら、見守りや声掛けなどの地域福祉活動に主体的に取り組むことが重要になってきます。地域の中で、どんなことができるか『くらしやすい地域づくり』を“みんなで”考えてみませんか。

【演題】 重層的な生活・福祉課題に取り組む、コミュニティソーシャルワーカーの展開と実践

【講師】 大阪府豊中市社会福祉協議会(福祉推進室長) **勝部 麗子**
 ・専門はコミュニティソーシャルワーカー（CSW）

大阪府豊中市生まれ。昭和62年に豊中市社会福祉協議会に入職。平成16年に地域福祉計画を市と共同で作成、全国で第一号のコミュニティソーシャルワーカーになる。

地域住民の力を集めながら数々の先進的な取り組みに挑戦。その活動は府や国の地域福祉のモデルとして拡大展開されてきた。NHKドラマ「サイレント・ブア」のモデルであり「プロフェッショナル仕事の流儀」にも出演。

NHK 放映



第232回 2014年7月7日放送

地域の絆で、“無縁”を包む
 コミュニティソーシャルワーカー・勝部麗子

“あなたを気にしている”人がここにいます

と き：令和元年10月19日（土）午後7時30分～

会 場：与那国町保健センター

対象者：どなたでも参加いただけます

参 加：無料

主 催：与那国町社会福祉協議会 【与那国町保健センター】

町役場 長寿福祉課

がんどろコラム No.21

「あぶら」のはなし



わたしたちが普段食べている「あぶら」。動物性のもの、植物性のもの、いろいろな種類がありますが、それぞれ性質が異なります。今回は「あぶら」について知り、賢い選び方を学びましょう。

植物油

一般的によく食べられている「植物油」は、菜種、大豆、ひまわり、ごま、オリーブ、とうもろこしなどを原料にしたものが多いです。最近では、アマニやえごまから採った油もあります。脂肪酸組成の違いと特徴は以下の通りです。

脂肪酸の種類	特徴	あぶらの種類
オレイン酸が多いタイプ	オレイン酸は体内でも合成される。LDL コレステロール（悪玉）を下げる働きがある。	ひまわり、オリーブ、菜種 
リノール酸が多いタイプ	リノール酸は体内で合成されないので食品からとらなければならないが、植物油全般に含まれるので不足することはほとんどない。 摂りすぎは HDL コレステロール（善玉）を下げ、心筋梗塞を引き起こすリスクを上げる。	とうもろこし、大豆、グレープシード
オレイン酸とリノール酸が半々のタイプ	オレイン酸とリノール酸、それぞれの特徴を併せ持っている。	米ぬか、ごま、一般的な調合サラダ油
α-リノレン酸	α-リノレン酸はn-3系（オメガ3）の多価不飽和脂肪酸。体内で EPA、DHA に変換される。EPA、DHA は魚に多く含まれ、生活習慣病予防に有効。 アマニ油、えごま油は加熱に弱いので生で食べる。酸化されやすいので開封後は冷蔵保存で。酸化された油を大量に摂りすぎると動脈硬化やがんの原因に。	アマニ、えごま 

魚の油

EPA、DHA は生活習慣病予防に有効で、特に青背魚に多く含まれます。 DHA は脳の発達や機能維持に関係することから、成長期の子ども、高齢者の認知症予防に期待されます。

肉の脂

加工食品の油脂

肉や乳製品に含まれる飽和脂肪酸は LDL コレステロールを上昇させます。

ファストフードや菓子パン、加工食品に多く含まれるトランス脂肪酸。これは摂りすぎると LDL コレステロールを増やし、心疾患のリスクを上げます。最近は加工食品を作る企業でもトランス脂肪酸の低減努力がされています。肉の脂や加工食品の油脂は摂りすぎないように！



令和2年度 沖縄県立八重山特別支援学校高等部 入学者選抜実施の案内

1. 出願資格

学校教育法施行令(昭和28年、政令第340条)第22条の3の規定(別紙参照)に該当する者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ11月末日までに志願前相談を受けた者とする。

ア 令和2年3月に特別支援学校の中学部若しくは中学校、中等教育学校の前期課程及び義務教育学校(以下、「中学校等」という。)を卒業又は修了(以下、「卒業」という。)見込みの者

イ 中学校等を卒業した者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者

2. 出願期間

(1) 受付日時 令和2年2月5日(水)午前9時から午後5時

6日(木)午前9時から午後4時 ※郵送の場合もこの期日までに必着のこと

(2) 受付場所 沖縄県立八重山特別支援学校 会議室

〒907-0243 石垣市字宮良 77 番地 電話番号 (0980)86-7345(入試係：蔵根、三好)

3. 入学検査の期日及び会場

(1) 期 日 令和2年3月4日(水)及び3月5日(木)

(2) 検査会場 沖縄県立八重山特別支援学校

4. 合格発表及び通知

合格発表は、令和2年3月11日(水)午前9時に本校玄関で行うとともに、出身学校長に可否の結果を通知する。※合格した受検生の保護者には、関係書類を配付する。

5. 入学者選抜実施要項説明会の開催について

(1) 日時 令和元年11月15日(金)午後3時30分より

(2) 場所 沖縄県立八重山特別支援学校 会議室

(3) 対象 学級担任、進路担当教諭、保護者

経済産業省からのお知らせです

キャッシュレス・消費者還元事業スタート!

いよいよ10月から、対象店舗で登録されたキャッシュレス決済手段でお買い物をした消費者に対して、最大5%ポイントを還元するキャッシュレス・消費者還元事業が始まりました(2020年6月まで)。この機会にキャッシュレスでお買い物しませんか。

○対象店舗はどこですか?

制度に登録し右記のマークが貼ってあるお店が対象です。また、ホームページでもお店を探すことができます。



○どのキャッシュレス手段でもポイントは還元されますか?

対象となるキャッシュレス手段かどうかは、ホームページ上でご確認ください。カードを発行している決済事業者さんへお問合せください。

○お問合せ ポイント還元事務局(受付時間:平日10時~18時)

・消費者向け:0120-010975 ・事業者向け:0570-000655

(IP電話等)042-303-4203 ホームページは、こちら <https://cashless.go.jp/>



診療所よりお知らせ



診察は10月より完全予約制となります。順番は予約優先となります。急病、外傷以外は予約が必要です。

予約の10分前に来院ください。検査のある方は予約の30分前に来院ください。

予約以外の方は、診察にかなりの待ち時間がかかりますので、必ず予約をお取りください。

なお、当日の予約はできませんので事前のご予約をお願いいたします。

診療所長



10月から消費税・地方消費税は10%へ。

2019年10月1日から消費税と地方消費税を合わせた税率が
10%(うち、地方消費税2.2%)になります。

引上げと同時に、軽減税率制度が実施されます。

「酒類・外食を除く飲食料品」、「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」には、軽減税率(8%)が適用されます。

軽減税率対象品目の取扱い(販売)が無い事業者の方も含め、全ての事業者の方に関係があります。準備はお済みでしょうか。

軽減税率制度に対応したレジの導入等について国の支援があります。

補助事業の詳細は軽減税率対策補助金事務局へ 0120-398-111

※独立行政法人中小企業基盤整備機構の設置する回線です。

知っていますが、
地方消費税。

地方自治体の貴重な財源として、住民に身近な行政に生かされています。引上げ分の地方消費税収は、全て地方自治体による社会保障のための経費に充てられます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁について、ご存じですか？

消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします。また、政府において、事業者の皆さんの参考として『消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)』を公表しています。

転嫁対象の概要やガイドラインのURLは <https://www.cao.go.jp/tenkatisaku/index.html>